

参考資料－１ みどりの保全・創出に関する条例等およびみどりの市民会議について

■みどりの保全・創出に関する条例等

木更津市緑の基本計画に定められた施策の展開に当たっては、行政側の体制づくり、市民や企業が参画する仕組みづくりと併せて、属人的に止まらず継続的な施策の推進を担保するため、条例等に基づく制度を定めることが重要と考える。

したがって、緑の基本計画に定める施策の実現を図るために、みどりの保全・創出・活用に関する条例等（施行規則、要綱等を含む）を定めることとし、当面次のような項目について、今後検討を行う。

◇緑の保全

保存すべき緑地、樹木等の指定等について定める。保存樹木、保存樹林、保存生垣の指定、市民緑地の設置、市独自の保全すべき緑地の指定などが考えられる。

- ・ **保存樹木、保存樹林、保存生垣の指定**；所有者の同意を得て指定することができる、所有者に対し保存の要する費用の一部を助成することができる、所有者に対する樹木等の保存の努力義務、指定基準、指定期間等について定める（指定基準等は、都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律に準ずる場合が多い）。
- ・ **市民緑地**；都市緑地法第55条第1項に規定する市民緑地を設置すること、行為の制限、利用の制限、設置期間等について定める。別途、市民協働による管理方法等を検討する。
- ・ **市独自の保全すべき緑地の指定**；市民緑地制度等、法に基づく制度運用は困難な緑地であって、「都市の健全な環境を確保するため、緑を含む土地の区域で一定の規模以上のもの」「市街化区域及びその周辺地域において、良好な自然環境を形成している緑地のうち、一定の基準に該当する樹林地」などの保全すべき緑地については、市独自に指定する旨を定め、併せて行為の制限、損失補償、助成等について定める。（例；多くの市で取り組んでいる市民の森等）

◇緑の創出

緑化の推進について定める。公共施設の緑化および民有地の緑化の推進に関する事項、緑化協定、緑地協定などが考えられる。

- ・ **公共施設の緑化**；公共施設の緑化の推進について定める。
- ・ **民有地の緑化**（工場敷地、居住地等、宅地造成地等）；民有地の緑化の推進について定める。また、開発行為等を行おうとするものに対し、「あらかじめ、緑化に関する計画書を市長に提出し、協議を行う」こと等について定める。
- ・ **緑化協定**；一定区域内の緑化を推進するため、土地所有者等と協議のうえ協定を締結することができること等について定める。
- ・ **緑地協定**；都市緑地法第45条第1項に規定する緑地協定の締結の促進に努めること等について定める。

◇緑に関する普及啓発、市民協働等

- ・ 緑の普及（啓発、表彰）や、市民等との協働による緑のまちづくり（人材の育成、緑の活動団体の認定・支援等）について定める。

◇みどりの基金（別途条例による）

- ・ 都市における緑の保全や緑化の推進のための事業の資金に充てるため、みどりの基金を設置することについて定める。

※なお、実効性のある制度運用が図られるよう、宅地開発指導要綱等との連携も検討する必要がある。

■みどりの市民会議

◇主旨

- ・本木更津市緑の基本計画では、基本理念である『「森」・「里」・「まち」・「海」そして「人」がおりに
なす みどりの都市：きさらづ』を実現するために緑の施策の体系並びに施策目標を設定した。特
に、本計画においては、将来像にも謳ったように、行政・企業・市民による協働の緑のまちづくりに
重点を置いている。
- ・上記を踏まえ、基本方針に謳っている「みどりを守る」「みどりを結ぶ」「みどりを創る」の実現に
向け、「みどりを育む：市民との協働でみどり豊かなまちに」の具体化の第一歩として「みどりの
市民会議」の開催を提案する。

◇活動内容

- ・緑の基本計画に基づき、市民等との協働により実現を図る施策について、その推進のための具体的
な行動計画やプログラム提案、交流イベント開催、市民への呼びかけ等、実行部隊として中心的役
割を担う。行政はそのバックアップを行う。
- ・「PDCAサイクル」に基づき、緑の基本計画に定めた個別施策の進捗状況の管理や政策評価を行
う。
- ・新たな取組みの提案、本基本計画の施策と目標に対する政策評価など、各回ごとにテーマを決め、
会議を開催する。

◇構成メンバー・体制

- ・基本的な体制は行政、市民、企業の3つの主体とする。
- ・多様な視点からみどりのまちづくりを考える上で、学識者も加わった組織構成が望ましいと考える
ことから、今回の懇談会メンバーを中核とし、市内の各種みどりの活動の団体を代表するメンバ
ーを新規に勧誘、主体的参画も視野に入れ、幅広い市民・企業が参加する市民会議とする。

◇実施期間

- ・会議は、年間数回の開催を予定する。
- ・第1期として当面5ヵ年を目標とする。

